

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月25日
【会社名】	株式会社U B I C
【英訳名】	UBIC, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 守本 正宏
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目12番23号
【電話番号】	(03) 5463 - 6344 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 石井 静太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目12番23号
【電話番号】	(03) 5463 - 6344 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 石井 静太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成25年4月1日（月）開催の取締役会において、米国NASDAQ（以下「NASDAQ」という。）における当社普通株式を原株とする預託証券（以下「本件ADR」という。）の上場に関連して、本件ADRを米国その他の海外市場において募集（以下「本件ADR募集」という。）することを決議し、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しております。また、同月4日（木）、同月9日（火）及び同月17日（水）には、当該臨時報告書について、金融商品取引法第24条の5第5項が準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書をそれぞれ提出しております。

当社は、同月25日（木）開催の取締役会において、本件ADR募集の募集条件等を一部変更しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項が準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

なお、当社は、同月9日（火）開催の取締役会において、本件ADR募集において、オーバーアロットメントの対象となる部分を除いた本件ADRが表章する当社普通株式及びオーバーアロットメントの対象となる部分に係る本件ADRが表章する当社普通株式を、本邦外の者であるMaxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLC（以下、2社をまとめて「主幹事引受証券会社」という。）に対して第三者割当の方法で発行及び募集することを決議したことに伴い、同日付で臨時報告書をそれぞれ提出しておりました。同月25日（木）開催の取締役会において、本件ADR募集において、オーバーアロットメントの対象となる部分を除いた本件ADRが表章する当社普通株式（以下「本件原株式」という。）及びオーバーアロットメントの対象となる部分に係る本件ADRが表章する当社普通株式（以下「本件オーバーアロットメント対象株式」という。）を本邦外の者である主幹事引受証券会社に対して第三者割当の方法で発行及び募集すること（以下、本件原株式分に係る発行及び募集について「本件原株式募集」といい、本件オーバーアロットメント対象株式分に係る発行及び募集を「本件オーバーアロットメント対象株式募集」という。）を払込期日等の日程を変更して新たに決議しました。当社は、この決議に伴い、本日付で臨時報告書をそれぞれ提出する予定です。

（注）本書においては、別段の記載がある場合を除き、米ドルは米国で用いられている通貨を指します。また、日本円と米ドルとの間の換算は、株式会社三菱東京UFJ銀行により参考値として公表された平成25年4月24日現在の対顧客電信売買相場から算出した仲値1米ドル=99.63円によってなされています。ただし、これは、便宜上なされているものであり、将来の換算率を表すものではありません。

2 【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しております。

（2）発行数

（訂正前）

2,875,000 ADRを上限とする。

（本件原株式部分に係る本件ADR及び本件オーバーアロットメント対象部分に係る本件ADRがいずれも上限まで発行された場合の数値）

（注1）1本件ADRは、当社普通株式5株を表章します（当社普通株式1株に対し、5本件ADRとします）。

(注2) 本件原株式対象部分に係る本件ADR及び本件オーバーアロットメント対象部分に係る本件ADRがいずれも上限まで発行された場合、両本件ADRの比率は100対15となります。したがって、この場合、本件原株式部分に係る本件ADRの発行数は2,500,000を上限とし、本件オーバーアロットメント対象株式部分に係る本件ADRの発行数は375,000を上限とします。

(注3) 当社は、本件ADR募集においては、本件原株式が原株となる本件ADRの募集において本件ADRの募集価格総額18,000,000米ドル、本件オーバーアロットメント対象株式を原株とする本件ADRのオーバーアロットメント(以下「本件オーバーアロットメント」という。)による本件ADRの募集において本件ADRの募集価格総額2,700,000米ドルまでの資金調達を予定しています(合計20,700,000米ドル)。ただし、本件ADRに対する需要状況等の事情により、減額されることがあります。

(注4) 本件ADR募集については、具体的な本件ADRの募集数をあらかじめ定めるのではなく、上記注3記載の調達金額(米ドル)を実際に調達できるように本件ADR、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の具体的な募集数が後日決定されます。具体的には、平成25年4月23日(火)から同年4月29日(月)のいずれかの日(以下「発行価格決定日」という。)に決定される本件ADRの募集価格に基づき、本件ADR、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の募集数が決定されることとなります。

(注5) 実際の本件ADRの募集数の目安について

本件ADRの募集価格算出の基礎となる当社普通株式の株価を、平成25年4月8日現在の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値4,290円

日本円金額の米ドルへの換算を、株式会社三菱東京UFJ銀行により参考値として公表された平成25年4月8日現在の対顧客電信直物売買相場から算出した仲値1米ドル=98.54円

本件ADRの募集価格におけるディスカウント率を10%

とそれぞれ仮定した場合、1本件ADRが当社普通株式0.2株を表章することから、本件ADRの募集価格は、

$4,290円 \div 98.54 \times (1 - 0.10) \times 0.2 = 7.84米ドル$ (小数点第三位を四捨五入)

と算定されます。

本件ADRの募集価格を7.84米ドルと仮定した場合、本件オーバーアロットメント対象外の本件ADR募集数は

$18,000,000米ドル \div 7.84米ドル = 2,295,918 ADR$ (小数点以下切り捨て)

と算出されます(目安)。

本件オーバーアロットメント対象の本件ADR募集数が本件オーバーアロットメント対象外の本件ADR募集数に0.15を乗じた数をその上限とするため、本件オーバーアロットメント対象の本件ADR募集数は最大、

$2,295,918 ADR \times 0.15 = 344,387 ADR$ (小数点以下切り捨て)

と算出されます(目安)。ただし、実際の本件ADR募集数は、これらの数値と異なる可能性があります。

(訂正後)

(注1) 1本件ADRは、当社普通株式5株を表章します(当社普通株式1株に対し、5本件ADRとします)。

(注2) 本件原株式対象部分に係る本件A D R及び本件オーバーアロットメント対象部分に係る本件A D Rがいずれも上限まで発行された場合、両本件A D Rの比率は100対15となります。したがって、この場合、本件原株式部分に係る本件A D Rの発行数は2,500,000を上限とし、本件オーバーアロットメント対象株式部分に係る本件A D Rの発行数は375,000を上限とします。

(注3) 当社は、本件A D R募集においては、本件原株式が原株となる本件A D Rの募集において本件A D Rの募集価格総額18,000,000米ドル、本件オーバーアロットメント対象株式を原株とする本件A D Rのオーバーアロットメント(以下「本件オーバーアロットメント」という。)による本件A D Rの募集において本件A D Rの募集価格総額2,700,000米ドルまでの資金調達を予定しています(合計20,700,000米ドル)。ただし、本件A D Rに対する需要状況等の事情により、減額されることがあります。

(注4) 本件A D R募集については、具体的な本件A D Rの募集数をあらかじめ定めるのではなく、上記注3記載の調達金額(米ドル)を実際に調達できるように本件A D R、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の具体的な募集数が後日決定されます。具体的には、発行価格決定日(以下発行価格が決定される日を「発行価格決定日」といいます。)に決定される本件A D Rの募集価格に基づき、本件A D R、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の募集数が決定されることとなります。

(注5) 実際の本件A D Rの募集数の目安について

本件A D Rの募集価格算出の基礎となる当社普通株式の株価を、平成25年4月24日現在の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値4,775円

日本円金額の米ドルへの換算を、株式会社三菱東京U F J銀行により参考値として公表された平成25年4月24日現在の対顧客電信直物売買相場から算出した仲値1米ドル=99.63円

本件A D Rの募集価格におけるディスカウント率を10%

とそれぞれ仮定した場合、1本件A D Rが当社普通株式0.2株を表章することから、本件A D Rの募集価格は、

$4,775円 \div 99.63 \times (1 - 0.10) \times 0.2 = 8.63米ドル$ (小数点第三位を四捨五入)

と算定されます。

本件A D Rの募集価格を8.63米ドルと仮定した場合、本件オーバーアロットメント対象外の本件A D R募集数は

$18,000,000米ドル \div 7.84米ドル = 2,085,747 A D R$ (小数点以下切り捨て)

と算出されます(目安)。

本件オーバーアロットメント対象の本件A D R募集数が本件オーバーアロットメント対象外の本件A D R募集数に0.15を乗じた数をその上限とするため、本件オーバーアロットメント対象の本件A D R募集数は最大、

$2,085,747 A D R \times 0.15 = 312,862 A D R$ (小数点以下切り捨て)

と算出されます(目安)。ただし、実際の本件A D R募集数は、これらの数値と異なる可能性があります。

(13) 手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(訂正前)

調達する資金の額(いずれも見込額)

本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集の募集価格合計額は、本件オーバーアロットメントがすべて実行された場合、20,700,000米ドル（約2,039,778,000円）となります。募集価格合計額から、主幹事引受証券会社に支払われる手数料及び費用（スプレッド分を含む）、SECへ支払う費用、NASDAQへ支払う費用、米国金融取引業規制機構（FINRA）に支払う費用、印刷費用、法律事務所に支払う費用並びに会計事務所に支払う費用等が差し引かれた金額が、当社の実際の手取額となります。

調達する資金の使途及び支出予定時期

平成26年3月期に予定しているテクノロジーセンター設置、次世代Lit i View開発その他のテクノロジー投資、及びデータセンター拡充その他の投資目的に使う予定です。

（訂正後）

調達する資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,700,000米ドル (約2,062,231,000円)	3,715,844米ドル (約370,209,537円)	16,984,156米ドル (約1,692,131,462円)

（注1）発行諸費用には、主幹事引受証券会社への支払費用が含まれます。

（注2）当社は、発行諸費用の概算額のうち、約2,500,000米ドルについては既に支払っています。

調達する資金の使途及び支出予定時期

平成26年3月期に予定しているテクノロジーセンター設置、次世代Lit i View開発その他のテクノロジー投資、及びデータセンター拡充その他の投資目的に使う予定です。

（14）新規発行年月日

（訂正前）

本件原株式部分に係る本件ADRの新規発行年月日（本件原株式の払込期間）

平成25年4月30日～同年5月17日

本件オーバーアロットメント対象株式部分に係る本件ADRの新規発行年月日

（本件オーバーアロットメント対象株式の払込期間）

平成25年4月30日～同年6月15日

（訂正後）

本件原株式部分に係る本件ADRの新規発行年月日（本件原株式の払込期日）

平成25年5月10日から同年7月9日までのいずれかの日、ただし、後日取締役会において決定します。

本件オーバーアロットメント対象株式部分に係る本件ADRの新規発行年月日

（本件オーバーアロットメント対象株式の払込期間）

平成25年5月16日から同年7月9日